

# 兵庫県公報

平成21年8月18日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	2
○ 選挙分会長及びその職務を代理すべき者の選任	3
○ 選挙長の職務を行う場所	3
○ 選挙分会長の職務を行う場所	3
○ 選挙会の日時及び場所	3
○ 選挙分会の日時及び場所	4
○ 候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	4
○ 名簿届出政党名等の掲示等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所	4
○ 比例代表選出議員選挙の選挙公報掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	5
○ 選挙運動に関する支出金額の制限額	5
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	5
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	6
○ 審査分会長及びその職務を代理すべき者の選任	7
○ 審査分会の日時及び場所	7
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第1区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	7
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	8
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	8
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第5区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第6区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第7区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	9
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	10
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	11
<b>衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	11
<b>選挙分会長告示</b>	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	12

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第81号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年8月18日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

## 1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1区	姫路市夢前町又坂434番地	村 上 寿 浩
第2区	尼崎市南塚口町8丁目48番1号	寺 本 貴 至
第3区	神戸市北区鈴蘭台南町7丁目13番9号	眞 殿 富 男
第4区	伊丹市車塚1丁目5番地 車塚ハウス201号	橘 実
第5区	神戸市中央区東川崎町5丁目10番12号	濱 本 律 子
第6区	神戸市東灘区本山北町5丁目2番2号	布 施 典 子
第7区	神戸市東灘区住吉本町2丁目9番5-102号	津 田 勲
第8区	明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の2 1-303号	大 西 能 成
第9区	神戸市灘区高羽町1丁目1番2-208号	田 中 良 斉
第10区	神戸市垂水区本多間4丁目5番303-403号	内 海 尚 之
第11区	伊丹市稲野町4丁目12番地3 グリーンガーデン203号	河 野 豊
第12区	神戸市北区藤原台中町4丁目5番9号	土 取 充

## 2 選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
第1区	神戸市長田区大橋町7丁目2番1-1201号	伊 藤 剛
第2区	明石市東藤江1丁目5番30号	梅 田 孝 雄
第3区	神戸市西区美賀多台5丁目3番地の4	宮 口 美 範
第4区	神戸市北区南五葉4丁目1-30	山 元 浩 司
第5区	神戸市西区学園西町4丁目7番地の8	齊 藤 和 宏
第6区	姫路市大津区大津町4丁目2番地80	明 石 康 一 郎
第7区	神戸市兵庫区湊川町10丁目29番108号	大 井 和 弘
第8区	神戸市須磨区東落合1丁目1番2-307号	柏 木 英 士
第9区	神戸市北区松宮台2丁目15番地の19	土 田 章 二
第10区	神戸市灘区高羽町1丁目1番4-101号	山 本 昌 弘

第11区	神戸市灘区六甲台町6丁目28番-407号	和田 博 一
第12区	神戸市中央区脇浜海岸通4丁目1番2-608号	川 井 史 彦



**兵庫県選挙管理委員会告示第82号**

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、兵庫県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

- 1 選挙分会長 姫路市夢前町又坂434番地 村上 寿 浩
- 2 選挙分会長の職務を代理すべき者 神戸市灘区高羽町1丁目1番2-208号 田 中 良 斉



**兵庫県選挙管理委員会告示第83号**

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成21年8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

- 1 平成21年8月18日  
ラッセホール内 2階 ローズサルーン（神戸市中央区中山手通4丁目10番8号）
- 2 平成21年8月19日以降  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



**兵庫県選挙管理委員会告示第84号**

平成21年8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成21年8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

- 1 平成21年8月18日  
ラッセホール内 2階 ローズサルーン（神戸市中央区中山手通4丁目10番8号）
- 2 平成21年8月19日以降  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



**兵庫県選挙管理委員会告示第85号**

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上 寿 浩

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
第1区	平成21年9月1日 午後1時	兵庫県職員会館内 2階 サークル205号室

第2区	同 上	午後 1 時	同 上	同上	サークル206号室
第3区	同 上	午後 1 時50分	同 上	同上	サークル205号室
第4区	同 上	午後 1 時50分	同 上	同上	サークル206号室
第5区	同 上	午後 2 時40分	同 上	同上	サークル205号室
第6区	同 上	午後 2 時40分	同 上	同上	サークル206号室
第7区	同 上	午後 3 時30分	同 上	同上	サークル205号室
第8区	同 上	午後 3 時30分	同 上	同上	サークル206号室
第9区	同 上	午後 4 時20分	同 上	同上	サークル205号室
第10区	同 上	午後 4 時20分	同 上	同上	サークル206号室
第11区	同 上	午後 5 時10分	同 上	同上	サークル205号室
第12区	同 上	午後 5 時10分	同 上	同上	サークル206号室



**兵庫県選挙管理委員会告示第86号**

平成21年 8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、選挙分会の日時及び場所を次のとおり定める。  
平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日時 平成21年 9月 1日 午前11時
- 2 場所 兵庫県職員会館内 2階 サークル205号室



**兵庫県選挙管理委員会告示第87号**

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6年自治省告示第165号）第14条第 1項の規定により、各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日時 平成21年 8月18日 午後 8時
- 2 場所 兵庫県庁第 2号館 9階 兵庫県選挙管理委員会室



**兵庫県選挙管理委員会告示第88号**

平成21年 8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第 3項の規定により、名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日時 平成21年 8月18日 午後 7時
- 2 場所 兵庫県庁第 2号館 9階 兵庫県選挙管理委員会室



**兵庫県選挙管理委員会告示第89号**

平成21年 8月30日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日時 平成21年 8月20日 午後 6時
- 2 場所 兵庫県庁第 2号館 9階 兵庫県選挙管理委員会室



**兵庫県選挙管理委員会告示第90号**

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
第 1 区	24,607,100 円
第 2 区	24,490,400 円
第 3 区	23,924,100 円
第 4 区	25,558,300 円
第 5 区	26,743,900 円
第 6 区	26,192,500 円
第 7 区	25,936,900 円
第 8 区	24,838,800 円
第 9 区	26,738,600 円
第10区	24,272,300 円
第11区	24,835,500 円
第12区	23,731,700 円



**兵庫県選挙管理委員会告示第91号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 91,026

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 825,218



## 兵庫県選挙管理委員会告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成21年 8月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

(選 挙 区 名)	〔 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 〕
神戸市東灘区	55,303
神戸市灘区	34,790
神戸市中央区	32,288
神戸市兵庫区	30,665
神戸市北区	61,295
神戸市長田区	27,827
神戸市須磨区	46,192
神戸市垂水区	61,010
神戸市西区	65,547
姫 路 市	133,819
尼 崎 市	127,529
明 石 市	79,136
西 宮 市	126,015
洲 本 市	13,604
芦 屋 市	25,915
伊 丹 市	52,498
相 生 市	8,898
豊 岡 市	24,152
加 古 川 市	71,452
龍 野 市	10,938
赤穂市及び赤穂郡	18,731
西 脇 市	9,852
宝 塚 市	61,362
三 木 市	22,617
高 砂 市	25,725
川西市及び川辺郡	52,258
小 野 市	13,201
三 田 市	29,529
加 西 市	13,084
篠 山 市	12,293
養 父 市	7,657
丹 波 市	18,938
南 あ わ じ 市	14,357
朝 来 市	9,347
淡 路 市	13,762
宍 粟 市	11,826
加 東 市	10,659
多 可 郡	8,559
加 古 郡	17,763
飾 磨 郡	7,444

神	崎	郡	12,581
揖	保	郡	19,995
佐	用	郡	5,667
美	方	郡	10,553



**兵庫県選挙管理委員会告示第93号**

平成21年 8 月 30 日 執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第 2 項及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定により、審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成21年 8 月 18 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 審査分会長 姫路市夢前町又坂434番地 村 上 寿 浩
- 2 審査分会長の職務を代理すべき者 神戸市灘区高羽町 1 丁目 1 番 2 - 208号 田 中 良 斉



**兵庫県選挙管理委員会告示第94号**

平成21年 8 月 30 日 執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査分会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8 月 18 日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

- 1 日時 平成21年 9 月 1 日 午前10時30分
- 2 場所 兵庫県職員会館内 2階 サークル205号室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 1 区選挙長告示**

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 1 区選挙長告示第 1 号**

平成21年 8 月 30 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8 月 18 日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 1 区  
選挙長 村 上 寿 浩

- 1 日時
  - (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8 月 27 日 午後 6 時
  - (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 4 項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8 月 27 日 午後 6 時10分
- 2 場所  
兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 2 区選挙長告示**

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 2 区選挙長告示第 1 号**

平成21年 8 月 30 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第2区  
選挙長 寺 本 貴 至

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後6時10分

## 2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区選挙長告示第1号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第3区  
選挙長 眞 殿 富 男

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後6時10分

## 2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区選挙長告示第1号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第4区  
選挙長 橘 實

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後6時10分

## 2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室



**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 5 区選挙長告示****衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 5 区選挙長告示第 1 号**

平成21年 8 月 30 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8 月 18 日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 5 区  
選挙長 濱 本 律 子

**1 日時**

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8 月 27 日 午後 6 時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 4 項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8 月 27 日 午後 6 時10分

**2 場所**

兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 6 区選挙長告示****衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 6 区選挙長告示第 1 号**

平成21年 8 月 30 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8 月 18 日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 6 区  
選挙長 布 施 典 子

**1 日時**

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8 月 27 日 午後 6 時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 4 項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが 3 人以上あるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8 月 27 日 午後 6 時10分

**2 場所**

兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 7 区選挙長告示****衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 7 区選挙長告示第 1 号**

平成21年 8 月 30 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8 月 18 日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第 7 区  
選挙長 津 田 勲

**1 日時**

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第 2 項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後 6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後 6時10分

2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示**

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区選挙長告示第1号**

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第8区  
選挙長 大西能成

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後 6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後 6時10分

2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示**

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区選挙長告示第1号**

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第9区  
選挙長 田中良斉

1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後 6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ

平成21年 8月27日 午後 6時10分

2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示**

**衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区選挙長告示第1号**

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第10区  
選挙長 内 海 尚 之

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8月27日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8月27日 午後6時10分

## 2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区選挙長告示第1号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第11区  
選挙長 河 野 豊

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8月27日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8月27日 午後6時10分

## 2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示

## 衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区選挙長告示第1号

平成21年 8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8月18日

衆議院小選挙区選出議員選挙兵庫県第12区  
選挙長 土 取 充

## 1 日時

- (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8月27日 午後6時
- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項（届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき）の規定によるくじ  
平成21年 8月27日 午後6時10分

## 2 場所

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 選 挙 分 会 長 告 示

## 衆議院比例代表選出議員選挙兵庫県選挙分会長告示第 1 号

平成21年 8 月 30 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第 2 項（名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成21年 8 月 18 日

衆議院比例代表選出議員選挙

兵庫県選挙分会長 村 上 寿 浩

- 1 日時 平成21年 8 月 27 日 午後 6 時 20 分
- 2 場所 兵庫県庁第 2 号館 9 階 兵庫県選挙管理委員会室